

第 1 回柳川地域審議会資料

◇目次

委員名簿	1
地域審議会の概要	2
合併協定項目の進捗状況	9
答申の進捗状況	25

柳川地域審議会委員名簿

	氏 名	機関・団体及び役職
1	石橋 正二郎	P T A 連合会副会長
2	梅崎 義己	柳川地区漁協協議会会長
3	梅崎 暁子	柳川市地域婦人会連絡協議会会長
4	大城 昌平	柳川山門医師会
5	大坪 正子	柳川市民生委員児童委員協議会理事
6	小野村 猛	柳川市行政区長代表委員協議会会長
7	古賀 寿代	クリーン連合会理事
8	古賀 正孝	柳川商工会議所青年部会長
9	高田 治吉	柳川市体育協会会長
10	立花 寛茂	柳川商工会議所会頭
11	永松 喜久	柳川文化協会副会長
12	成清 法作	柳川農業協同組合代表理事組合長
13	真崎 勝子	柳川商工会議所女性会会長
14	森田 友喜	公募委員
15	山田 博巳	公募委員

(五十音順)

地域審議会の概要

1 制度の趣旨

市町村が合併することによって、行政区域が拡大することから、住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるという懸念や不安があり、そのことが合併の障害にもなっているといわれてきました。

このため、住民の懸念や不安に対応し、また、新市の施策全般に住民の意見をきめ細かに反映することができるよう、平成11年に合併特例法の改正により地域審議会の制度が創設されています。

2 地域審議会の設置

地域審議会の設置は、それぞれの地域の実情により判断されるべきもので、新市において必ず置かなければならないものではありません。また、地域審議会を置くことになった場合でも、1市2町すべての区域に置かなければならないものでもありません。

地域審議会の設置は、1市2町それぞれの区域を単位とするものであり、2つの市町の区域をあわせて1つの地域審議会を置くことや、1つの市町の区域を分割し、複数の区域を設けて地域審議会を置くことはできません。

本市では、法定協議会の協議の結果、旧市町それぞれに設置することにしました。

3 設置の手続き

地域審議会は、地方自治法第138条の4第3項の附属機関で、条例を制定し、設置しなければなりません。また、合併特例法第5条の4の規定により、合併関係市町村は、合併前に地域審議会の設置を決定することとされています。

本市の状況：平成16年8月22日 各市町で議決
8月23日 告示

4 設置期間

合併日（平成17年3月21日）から平成27年3月31日まで

5 地域審議会の役割

地域審議会の仕事の内容は、新市の長の諮問に応じて、審議・答申し、また、必要と認める事項について審議し意見を述べることとなります。

<新市の長の諮問に応じて、審議・答申する事項>

- ① 新市建設計画の変更に関するもの
- ② 新市建設計画の執行状況に関するもの
- ③ 新市の基本構想の作成・変更に関するもの
- ④ その他市長が必要と認めるもの

6 委員の構成

- ・ 委員は15人以内
- ・ それぞれの地区に住所を有する者（住所を有しなくなった時は委員の職を失うこととなります。）

7 任期

- ・ 2年。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間。（今回の任期は平成20年2月14, 15日～平成22年2月13, 14日）
- ・ 再任は妨げない。

8 会長・副会長

委員の互選によります。

9 招集及び議事

会長が招集し、会長が議長となります。

会議は、半数が出席しなければ開催できません。

議事は、出席委員の過半数で決し、同数の場合は議長の決するところによります。

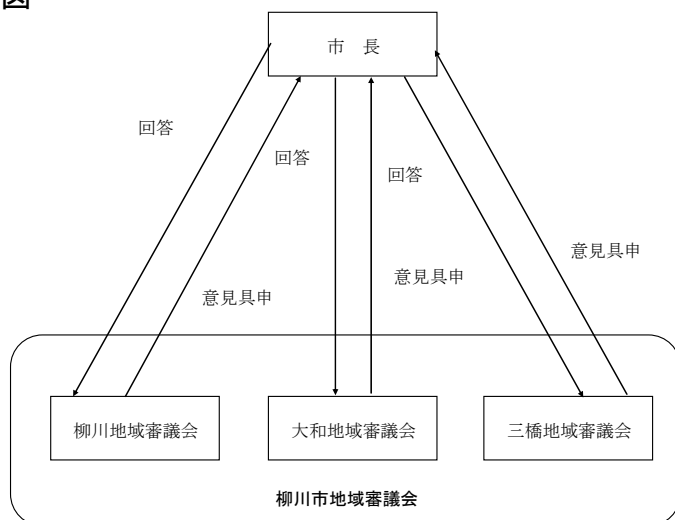
10 公開

原則として公開で行いますが、議長が必要と認める場合は、審議会に諮ったうえで公開しないことができます。また、審議会に使用した資料や議事録は、市のホームページなどで積極的に情報公開に努めます。

11 議事録の作成

協議内容を記録するため、毎回議事録を作成し、証明として会長に署名していただくことにします。

12 組織図



柳川市、山門郡大和町及び同郡三橋町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書

平成 17 年 3 月 21 日から柳川市、山門郡大和町及び同郡三橋町を廃し、その区域をもって新たに「柳川市」を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項の規定により、「柳川市」に廃置分合前の柳川市、山門郡大和町及び同郡三橋町の区域（以下「設置区域」という。）ごとに、地域審議会を設置することとし、同条第 2 項の規定により、当該地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項について、下記のとおり定めるものとする。

記

（設置）

第 1 条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づき、次のとおり地域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

名 称	設 置 区 域
柳川地域審議会	廃置分合前の柳川市の区域
大和地域審議会	廃置分合前の大和町の区域
三橋地域審議会	廃置分合前の三橋町の区域

（設置期間）

第 2 条 審議会の設置期間は、合併の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

（所掌事務）

第 3 条 審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第 4 条 審議会の委員の数は、それぞれ 15 人以内とする。

2 委員は、設置区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときにおける補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、設置区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の任命後、最初の会議は、市長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議長は、会長が務めるものとする。

5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。

7 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長が定める部署において処理する。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

平成16年8月23日

柳川市長 河野 弘史 印

大和町長 石田 宝蔵 印

三橋町長 矢ヶ部広巳 印

柳川地域審議会傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柳川地域審議会（以下「審議会」という。）の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 審議会の傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整する。

(傍聴の手續)

第3条 審議会を傍聴しようとする者は、住所及び氏名を傍聴人受付簿（別記様式）に記入しなければならない。

2 受付は、原則として審議会開催予定時刻の15分前からとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、幟の類を携帯している者
- (4) はちまき、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (5) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき、会長の許可を得た者を除く。
- (6) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (7) その他審議会を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等、議事の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、会長の許可なく、審議会の模様を撮影し、録音等を行わないこと。
- (5) 会場において、携帯電話、ポケットベル等を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、審議会の支障となる行為をしないこと。

(職員の指示)

第6条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴の制限)

第7条 傍聴人は、審議会を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わ

ないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月26日から施行する。

合併協定書

(進捗状況報告書)

1 合併の方式

柳川市、大和町、三橋町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年3月21日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、「柳川市」とする。

4 新市の事務所の位置

- 1 新市の事務所の位置は、現在の柳川市役所（柳川市大字本町87番地1）の位置とする。
- 2 現在の柳川市役所を柳川庁舎、大和町役場を大和庁舎、三橋町役場を三橋庁舎と呼称する。
- 3 庁舎の利用方式は、本庁方式とし、各市町の現庁舎に窓口業務を置く。ただし、本庁の施設規模を考慮し、本庁以外の庁舎に本庁の機能を一部分散する。
- 4 将来の新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮し、地理的な中心部を念頭に検討する。

5 財産及び債務の取扱い

- 1 1市2町の財産（公有財産・出資による権利・基金）及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。
- 2 基金のうち、財政調整基金、減債基金、土地開発基金及び国民健康保険高額療養資金貸付基金は、合併時に統合するものとし、その他の基金については、旧市町単位で地域振興基金を創設し、10年間に限って特例的に運用する。ただし、三橋町の商工会館建設助成基金及び奨学資金等貸付基金は、従来の目的のまま引き継ぐ。

6 地域審議会の設置

- 1 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を、柳川市、大和町、三橋町の各区域において設置する。
- 2 地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。

地域審議会の設置に関する協議

（設置）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

名 称	設置区域
柳川地域審議会	廃置分合前の柳川市の区域
大和地域審議会	廃置分合前の大和町の区域
三橋地域審議会	廃置分合前の三橋町の区域

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会の委員の数は、それぞれ15人以内とする。

2 委員は、設置区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときにおける補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、設置区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の任命後、最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長が務めるものとする。

- 5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。
- 7 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長が定める部署において処理する。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

7 議会議員の定数及び任期の取扱い

- 1 議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項(在任特例)の規定を適用し、現在の1市2町の議員は、合併の日から1年7カ月間、引き続き新市の議会議員として在任する。
- 2 地方自治法第91条第1項の規定に基づく議会議員の定数は、24人とする。ただし、在任特例期間終了後、最初に行われる議会議員の一般選挙における議員の定数は、30人とする。
- 3 公職選挙法第15条第6項の規定に基づく選挙区は、設置しない。

8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- 1 農業委員会等に関する法律第3条及び同法施行令第1条の3に定める要件により、新市に一つの農業委員会を設置する。
- 2 1市2町の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号(在任特例)の規定を適用し、合併後、1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 3 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定適用後、初めて実施する農業委員会の一般選挙における、選挙による委員の定数及び選挙区の取扱いは新市において調整する。

9 一般職の職員の身分の取扱い

- 1 柳川市、大和町、三橋町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐ。
- 2 職員数は、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。(平成18年3月策定済み)
- 3 給与、任用、配置その他の身分の取扱いは、公平に取り扱うものとする。
- 4 職名は、合併時に統一する。

10 地方税の取扱い

1 地方税の税率

- (1) 個人住民税の均等割は、年額3,000円とし、所得割は現行のとおりとする。
- (2) 法人住民税の均等割は、現行のとおりとし、法人税割の税率は、柳川市の例による。
- (3) 固定資産税は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は、現行の税率を採用する。
- (4) 特別土地保有税、軽自動車税及び市町村たばこ税は、現行のとおりとする。
- (5) 入湯税は、柳川市の例による。

2 地方税の非課税、減免

- (1) 非課税は、現行のとおりとする。
- (2) 減免は、合併時まで調整する。
- (3) 入湯税の課税免除は、柳川市の例による。

11 特別職の身分の取扱い

特別職（行政区長及び消防団員は除く。）の身分は、その設置、人数、任期、給与及び報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等は、法令の定めるところによる。給与の額は、柳川市の例をもとに調整する。
- 2 市議会議員の報酬の額は、合併時まで調整する。
- 3 行政委員会の委員数及び任期は、法令の定めるところによる。報酬の額は、柳川市の例をもとに調整する。
- 4 審議会、委員会等の附属機関は、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 現に1市2町で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。
 - (2) 1市、1町、1市1町又は2町にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。
 - (3) 人数、任期及び報酬額は、柳川市の例をもとに調整する。
- 5 その他の特別職で、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期及び報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。
- 6 新市の職務執行者については、1市2町の長が別に協議して定める。給与の額は、柳川市の例をもとに調整する。

12 条例・規則等の取扱い

条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・決定された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備する。

- 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行するもの
- 2 合併後、旧市町の区域に暫定的に施行するもの
- 3 合併後、逐次制定し、施行するもの

13 事務組織及び機構の取扱い

新市の事務組織及び機構は、総合的な住民サービスの向上に充分配慮しながら、合併協定項目「新市の事務所の位置」の確認事項並びに下記の「新市における事務組織及び機構の整備方針」により整備する。

- 1 新市における事務組織及び機構の整備方針
 - (1) 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
 - (2) 住民の声を適正に反映することができる組織・機構
 - (3) 簡素で効率的な組織・機構
 - (4) さまざまな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
 - (5) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構

14 使用料・手数料の取扱い

- 1 使用料は、施設の内容及び建設年度が異なり、また、地域に定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとし、減免規定は合併時まで調整する。ただし、同一または類似する施設の使用料は、新市において統一するよう努める。

(平成19年10月調整済み)

- (1) 柳川市民会館使用料は、住民が利用しやすいように、合併時までに見直す。
- (2) 小・中学校施設及び温泉給湯の使用料は、柳川市の例による。
- (3) 公園、漁港、道路及び行政財産の使用料は、合併時に統一する。
- (4) 水路使用料は、新市において調整する。(平成17年8月調整済み)
- 2 手数料は、合併時に統一する。

15 一部事務組合等の取扱い

- 1 1市2町内で構成する一部事務組合
 - (1) 柳川市、三橋町、大和町消防厚生事業組合は、合併の日の前日に解散し、合併の日にすべての事務、財産及び債務を新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は新市の職員として身分を引き継ぐ。
 - (2) 柳川、三橋下水道組合は、合併の日の前日に解散し、合併の日にすべての事務、財産及び債務を新市に引き継ぐ。
- 2 1市2町を越えて構成する一部事務組合
 - (1) 有明広域葬斎施設組合、大川市外1市2町衛生組合、柳川市外三カ町土木組合、花宗太田土木組合及び東山老人ホーム組合については、当該組合と協議を行い、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- 3 構成市町村が多数の一部事務組合等
 - (1) 福岡縣市町村災害共済基金組合及び福岡県自治振興組合については、当該組合と協議を行い、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
 - (2) 福岡縣市町村消防団員等公務災害補償組合については、当該組合と協議を行

い、大和町及び三橋町が合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において合併の日に消防団員等公務災害補償等共済基金に加入する。

(3) 福岡県自治会館管理組合については、当該組合と協議を行い、大和町及び三橋町が合併の日の前日に当該組合を脱退する。

(4) 福岡県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日までに調整する。

(5) 福岡県南広域水道企業団については、当該企業団と協議を行い、柳川市及び大和町が合併の日の前日に当該企業団を脱退し、新市において合併の日に当該企業団に加入する。

(6) 有明広域市町村圏協議会については、当該協議会と協議を行い、合併の日の前日に当該協議会を脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。

4 土地開発公社等

(1) 柳川市土地開発公社は、合併の日に定款変更等を行い、新市の土地開発公社として存続する。

(2) 三橋町土地開発公社は、合併の日の前日までに解散し、合併の日に新市の土地開発公社にすべての財産を引き継ぐ。

(3) 大和町開発公社は、合併の日の前日までに解散する。

16 町・字の区域及び名称の取扱い

1 町・字の区域については、現行のとおりとする。

2 町・字の名称については、次のとおりとする。

(1) 「大字〇〇（従来の名称）」中「大字」を削除する。

(2) 「柳川市大字〇〇」を「柳川市〇〇」とする。

「山門郡大和町大字〇〇」を「柳川市大和町〇〇」とする。

「山門郡三橋町大字〇〇」を「柳川市三橋町〇〇」とする。

17 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、各団体の実情・自主性等を考慮しながら、次のとおり取り扱うものとする。

1 1市2町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう支援に努める。

2 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう支援に努める。

3 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

18 各種団体への補助金・交付金の取扱い

各種団体への補助金・交付金は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において補助金等審査会（仮称）を早急に設置し、交付基準等を検討した上で、合併後2年間で調整する。（平成19年1月調整済み）

ただし、統合された各種団体に対する補助金・交付金については、新市の補助金交付基準が整備されるまでの間は、現行の制度・交付額を基本に調整する。

19 慣行の取扱い

- 1 市章及びシンボルマークは、合併時までに公募し、協議会で決定する。
- 2 市の花・木・歌、市民憲章及び宣言は、新市において調整する。(平成18年9月1日に市の花・木を制定、平成19年10月15日に宣言を施行)
- 3 行事(式典等)は、合併時までに調整する。
- 4 姉妹都市等は、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じて調整する。
- 5 表彰は、新市において調整する。(平成17年3月調整済み)

20 国民健康保険事業の取扱い

- 1 税率、賦課方式等
 - (1) 国民健康保険の税率は、医療費等の動向を考慮しながら、合併時に統一する。(1人当たりの平均保険税額は、現在各市町ほぼ同額であるので、16年度の平均保険税額に医療費の増減分を加味した額となるよう調整する。)
 - (2) 賦課方式は、医療保険分を所得割、資産割、均等割、平等割の4方式、介護保険分を所得割、均等割、平等割の3方式とする。
 - (3) 納期は、大和町、三橋町の例により年10期(6月～翌年3月)とし、算定は柳川市の例により7月本算定とするよう調整する。
 - (4) 徴収方法は、現行の口座振替及び納付書納付を新市に引き継ぐ。
- 2 国民健康保険保険給付費支払準備基金
 - (1) 国民健康保険保険給付費支払準備基金(国民健康保険財政調整基金)は、新市に引き継ぐ。
- 3 給付事業
 - (1) 保険給付事業(出産育児一時金及び葬祭費)は、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - (2) 高額療養費貸付事業は新市においても引き続き行い、貸付金額等の事業内容は合併時までに調整する。
 - (3) はり、きゅう、マッサージ施設利用事業の国民健康保険分は、柳川市の例により調整する。
- 4 保健事業
 - (1) 啓発事業の健康優良表彰事業及び医療費通知事業は、新市において事業を引き継ぎ、他の事業は合併時までに調整する。
 - (2) 単独事業のうち、健康診査事業は新市に引き継ぐ。人間ドック事業は三橋町の例により実施し、他の単独事業は合併時までに調整する。
- 5 国民健康保険運営協議会
 - (1) 国民健康保険運営協議会は新市で新たに設置し、委員構成については類似団体と比較し、合併時までに調整する。

21 介護保険事業の取扱い

- 1 介護保険事業については、新市において法令の定めに基づき実施する。

- 2 介護保険事業の実施方法については、合併時まで調整する。

22 行政区の名称及び区域の取扱い

- 1 行政区の区域は、当面現行のとおりとし、新市において見直す。
- 2 行政区の名称は、現行のとおりとする。ただし、同一名の行政区については、合併時まで調整する。
- 3 行政区の組織、行政区長及び隣組長（班長）の業務内容、報酬等は、合併時まで調整する。

23 広報広聴の取扱い

- 1 広報
 - (1) 広報紙は、発行日、発行回数及び配布方法を合併時まで調整する。
 - (2) 声の広報は、協力を得ている各ボランティア団体と協議し、合併時まで調整する。
 - (3) 市勢要覧は、新市において速やかに発行する。（平成17年12月発行済み）
 - (4) ホームページは、新市において開設する。（平成17年3月開設済み）
 - (5) 情報公開制度は、合併時まで調整する。
- 2 広聴
 - (1) 行政への意見・要望の聴取の方法は、新市において調整する。（平成17年3月調整済み）

24 消防団の取扱い

- 1 1市2町の消防団は、合併時に再編する。
- 2 団員の年齢は、18歳以上とする。
- 3 団長、副団長及びその他の役員の任期は、1期2年とする。
- 4 消防団の定数は、729人以内とする。
- 5 新市の消防団は、団長1人、副団長3人とする。ただし、合併年度及びそれに続く4年度間は、団長3人、副団長7人とし、団長のうち1人を総括団長とする。
- 6 報酬及び費用弁償については、合併時まで統一する。

25 消防防災の取扱い

- 1 防災会議は、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画を策定する。（平成18年12月策定済み）
- 2 水防協議会は、合併時に新たに設置し、新市において水防計画を策定する。（平成18年5月策定済み）
- 3 災害対策本部は、合併時に組織を編成する。

26 人権に関する事業の取扱い

- 1 人権啓発事業等

- (1) 人権啓発事業は、差別のないまちづくりを推進するため、各市町の取り組みを尊重し、新市において、より積極的な啓発に努める。
- (2) 人権擁護及び同和問題に関する条例は、合併時に統一する。

2 男女共同参画事業

- (1) 男女共同参画を推進するため、新市において行政組織体制を確立（平成17年12月設置済み）し、行動計画の策定及び事業の推進に努める。（平成19年3月策定済み）
- (2) 男女共同参画推進協議会は、新市において設置する。（平成18年1月設置済み）

27 納税に関する取扱い

1 地方税の納期

- (1) 個人住民税は、柳川市の例により合併時までに調整する。
- (2) 法人住民税は、現行のとおりとする。
- (3) 固定資産税は、柳川市の例により合併時までに調整する。
- (4) 入湯税は、柳川市、大和町の例による。
- (5) 市町村たばこ税は、現行のとおりとする。

2 納税方法

- (1) 口座振替及び納付書で行うものとする。
- (2) 納付については、口座振替を推進する。
- (3) 大和町の納税組合及び前納報奨金は、合併時に廃止する。

28 窓口の取扱い

- 1 昼休みの対応など窓口サービスは、住民サービスを向上させるよう合併時に統一する。
- 2 総合窓口については、大和町の例をもとに、新市において速やかに導入を図る。
- 3 夜間、休日サービスを向上させるため、自動交付機を各庁舎に設置する。

29 各種福祉事業の取扱い

1 総合福祉

- (1) 民生児童委員及び主任児童委員は現状のまま新市に引き継ぎ、委員数は新市において調整する。
- (2) 民生児童委員及び主任児童委員活動費は支給し、支給額は新市において調整する。（平成17年4月調整済み）
- (3) 民生委員推薦会委員数は、合併時に法定数内で調整する。
- (4) 災害弔慰金は、現行のまま新市に引き継ぐ。償還は半年賦償還とする。
- (5) はり・きゅう・マッサージ施設利用事業の一般会計分は、三橋町の例をもとに合併時までに調整する。
- (6) 福祉施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。

2 高齢者福祉事業

- (1) 1市2町で取り組んでいる国・県補助事業は、現行の実施方法・メニュー等を調整し、新市において実施する。
- (2) 敬老祝金支給事業は、三橋町の例をもとに調整する。
- (3) 高齢者生きがい活動支援通所事業は、平成16年度から国の補助が廃止されるので、介護予防事業の機能訓練B型（いきいきクラブ等）に漸次移行する。

3 障害者福祉事業

- (1) 国・県の法定及び補助事業は、現行の実施方法等を調整し、新市において推進する。
- (2) 施設間の相互利用事業及び訪問入浴サービス事業は、新市において推進する。
- (3) 身体障害者自動車改造助成事業は、柳川市の例による。
- (4) 重度障害者に対する見舞金の支給は廃止し、障害者福祉タクシー利用券支給事業の充実を図る。
- (5) 自動車燃料費助成事業は、廃止する。
- (6) 障害者福祉計画は、1市2町で策定した計画をもとに、新市において新たに策定する。（平成19年3月策定済み）

4 児童福祉事業

- (1) 保育所徴収金（保育料）の階層区分は、大和町及び三橋町の例による。(2) 保育所徴収金は、合併時に統一する。
- (3) 第3子からの保育所徴収金は、柳川市の例により無料とする。
- (4) 学童保育事業（児童館を含む）は、現行のまま新市に引き継ぎ、地域の要望等を踏まえて充実する。
- (5) 特別保育事業及び子育て支援短期利用事業は、柳川市の例により促進する。

30 保健事業・医療制度の取扱い

1 がん検診等事業

- (1) 各種がん検診等事業は、1市2町の実施内容が同じであり、新市において引き続き実施する。

2 健康づくり事業

- (1) 食生活改善教室（食生活改善推進員養成講座）は、統合する方向で調整する。
- (2) 健康まっりは、合併時まで調整する。
- (3) 新世紀健康まちづくり推進基本計画は、新市において実施していくよう努める。
- (4) 単独事業は、合併時まで協議・調整する。

3 老人保健事業

- (1) 健康診査及び各種肝炎ウイルス検診は、1市2町とも法の定めにより実施しているため、新市において引き続き実施する。

4 母子保健事業（健診・健康相談）

- (1) 1市2町で行っている各種健康診査事業は、新市において継続し、内容を充実する方向で調整する。
- (2) 健康相談事業は、合併時まで柳川市のメニューを基本に調整する。

- 5 予防接種事業
 - (1) 1市2町で行っている各種予防接種事業は、新市において継続する。
 - (2) 予防接種健康被害調査委員会は、新市において新たに設置する。
- 6 介護予防事業
 - (1) 介護予防事業は合併時までには事業メニューを調整し、新市において継続する。
- 7 救急医療対策
 - (1) 医師会の救急医療業務（在宅当番医制・病院群輪番制）及び歯科医師会休日救急診療は、新市において引き続き加入する。
- 8 各種医療制度
 - (1) 老人医療は法に基づく事業であり、また、重度心身障害者医療費、乳幼児医療費及び母子家庭等医療費は県事業であるため、新市において継続する。

31 水道事業の取扱い

- 1 水道料金等
 - (1) 料金に関する取扱いは、柳川市、三橋町の例による。
 - (2) 加入金は、柳川市、三橋町の例による。
 - (3) メーター使用料は、廃止する。
- 2 徴収事務等
 - (1) 料金徴収方法は、大和町の例による。
 - (2) 料金の減免は、現行のとおりとする。
 - (3) 工事補助は、柳川市の例による。
- 3 手数料
 - (1) 設計手数料は合併時に廃止し、その他の手数料は、柳川市、三橋町の例による。

32 環境衛生事業の取扱い

- 1 ごみ処理及びし尿処理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 小型合併処理浄化槽設置補助については、大和町、三橋町の例による。
- 3 生ゴミ処理機等設置補助は、調整して新市に引き継ぐ。
- 4 環境衛生に関する事業は、合併時までには調整する。
- 5 環境審議会は、新市において新たに設置する。（平成17年3月設置済み）
- 6 新市において、環境基本法に基づく環境基本計画を策定する。

33 商工・観光事業の取扱い

- 1 商工業事業
 - (1) 商工業振興施策は、商店街空き店舗活用事業や商品券発行事業などの事業を積極的に取り組めるよう新市において調整する。
 - (2) 企業誘致制度は、新市において優遇措置を盛り込んだ新たな制度を創設する。（平成18年9月創設済み）また、大和町における産炭地域振興施策は、新市に引き継ぐ。

(3) 中小企業経営支援は、合併時まで調整して新市に引き継ぐ。経営安定資金融資信用保証料補助金は、柳川市、大和町の例をもとに調整する。

2 観光事業

(1) 観光振興施策は新市に引き継ぐとともに、新たに地域の特色を生かした施策を展開する。

(2) 観光基本計画は、新市において地域の観光資源を総合的に有効活用して新たに策定する。

(3) 1市2町で行われている各種イベントは、地域の活性化を図るため、新市において地域性、趣旨などを尊重して調整する。

3 勤労者、消費生活事業

(1) 雇用促進事業、消費生活相談事業、勤労者福祉事業などは新市に引き継ぐ。

34 農水産事業の取扱い

1 農業

(1) 地域農業マスタープランは、新市において新たに策定する。(平成18年調整済み)

(2) 農業振興地域整備計画は現行のまま新市に引き継ぎ、新市において見直しを検討する。なお、農業振興地域整備に係る協議会は、合併時まで調整する。

(3) 地域水田農業ビジョンは、新市において統一する。(平成18年7月策定済み)

(4) 農業振興に関する国・県補助事業は、生産者ニーズに応えるため最大限に活用し、新市において積極的に推進する。

(5) 1市2町の単独の農業振興事業は、事業の趣旨、実績、効果を的確に把握し、新市において調整する。

(6) 認定農業者、担い手の生産組織などは、新市に引き継ぐ。

(7) 農業近代化資金利子補給事業などの経営支援は新市に引き継ぐとともに、利子補給率は合併時に統一する。

(8) 農業生産基盤の整備は、新市においても引き続き積極的に推進する。

(9) 土地改良事業の受益者負担金元利償還金補助は、現行のまま新市に引き継ぐ。

2 緑化の推進

(1) 緑化推進事業は、新市に引き継ぐ。

3 水産業

(1) 水産業の振興は、新市において積極的に事業を推進する。

(2) 福岡県水産振興対策事業の負担割合は、新市において統一する。

(3) 有明海の早期再生のため、新市においても国・県と連携し、積極的に漁場の保全に努める。

(4) 水産業生産基盤の整備及び計画は、新市においても引き続き積極的に推進する。

(5) 漁業近代化資金利子補給事業などの経営支援は新市に引き継ぐとともに、利子補給率は合併時に統一する。

35 建設事業の取扱い

1 道路

- (1) 市町道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、道路種別は、新市において見直す。
- (2) 道路整備計画については、新市において新たに策定する。また、事業実施については、新市において調整する。
- (3) 用地費、補償費の基準について、合併前からの継続事業分は現行のとおりとし、新規事業分は合併時に統一する。
- (4) 市町道の管理については、新市で速やかに調整する。

2 水路

- (1) 水路（クリーク）及び水辺環境保全に対する取り組みは、新市においても積極的に推進する。
- (2) 水路整備について、合併前からの継続事業は新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。
- (3) 水路管理条例は合併時に新たに制定し、水路の管理方法は新市で速やかに統一する。

36 都市計画事業の取扱い

1 都市計画区域等

- (1) 都市計画区域は新市に引き継ぐこととし、新市において必要に応じて見直す。
- (2) 都市計画マスタープランの策定及び法定の都市計画審議会の設置（平成17年3月設置済み）は、新市において速やかに行う。

2 都市計画関連事業

- (1) 柳川駅東部土地区画整理事業は、新市に引き継ぐ。
- (2) 密集住宅市街地整備促進事業は、新市に引き継ぐ。
- (3) 街路事業は新市に引き継ぐ。一部の街路については都市計画マスタープランの策定及び都市計画決定の際に見直す。
- (4) 公園整備事業は、現在の整備計画を新市に引き継ぐとともに、公園管理については合併時まで調整する。
- (5) 緑の基本計画は、新市において速やかに策定する。
- (6) 国土調査事業は、新市に引き継ぐ。なお、大和町の一部については数値法により再調査を実施する。
- (7) 公共下水道事業は、現状のまま新市に引き継ぐとともに、その他の下水道事業は新市において調整する。
- (8) 景観条例は、新市において制定する。

37 公営住宅事業の取扱い

1 施設整備

- (1) 1市2町の公営住宅の整備計画は、新市に引き継ぐ。

(2) 「公営住宅ストック総合活用計画」は、新市において速やかに策定する。(平成19年3月策定)

2 使用料等

(1) 使用料(家賃)は、公営住宅法及び公営住宅法施行令に基づき算出するため、新市において現行の料金体系を引き継ぐ。

(2) 住宅管理(設置)条例及び条例施行規則は、新市において制定する。

38 学校教育事業の取扱い

1 学校教育施設

(1) 各市町の施設整備計画を尊重しながら、新市において新たな整備計画を作成し、小・中学校の均衡ある整備を行う。(平成17年度策定済み)

2 学校教育事業

(1) 要保護・準要保護児童生徒の就学援助費は、柳川市の例による。

(2) 修学旅行実施基準は、柳川市の例による。

(3) 教育研究所は、新市に引き継ぎ、より一層の拡充、整備を図る。

3 通学区

(1) 通学区は、合併後も当面は現状のままとし、新市において住民の意向を踏まえ児童生徒数の動向並びに小・中学校の適正規模及び適正配置の観点から検討を行う。(平成20年1月調整済み)

4 学校給食

(1) 学校給食の実施方式は、現状のまま新市に引き継ぐ。

(2) 柳川市の中学校給食は、合併後早急に検討し実施する。(平成19年4月実施)

(3) 1食単価、給食回数は、三橋町の例による。

(4) 給食費は、大和町の例による。

(5) 基本メニューは、合併時に統一する。

39 生涯学習事業の取扱い

1 社会教育・体育施設

(1) 生涯学習施設は、現状のまま新市に引き継ぐ。なお、住民の教育向上及び健康保持のために、充実した施設環境の整備に努める。

(2) 公民館施設及び体育施設は、合併時に休館日・開館時間帯を統一し、その他の施設は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2 公民館

(1) 市民の地域活動を促進するため、学習活動、健康づくり、コミュニティ活動等の拠点となる校区等を単位とした公民館を整備する方向で検討する。

新市において、財政的な負担を考慮しながら公民館の適正な管理運営に努める。

(2) 大和町中央公民館・三橋町中央公民館は、それぞれ大和町公民館、三橋町公民館として、新市に引き継ぎ、新たな公民館組織は合併時まで調整する。

(3) 町内公民館(分館)の建設補助金は、大和町の例による。なお、公民館の活動

補助金、館長謝礼等は、合併時まで調整する。

3 図書館

- (1) 図書館・図書室を有効活用するため、合併後速やかに図書館利用カード1枚で対応できるようネットワークを整備する。
- (2) 図書館サービス（休館日・利用時間・貸出冊数等）は、合併時に統一する。
- (3) 大和町雲龍の館の図書室は、拡充する方向で検討する。

4 各種講座・行事・大会

- (1) 共通する各種講座・行事・大会は合併時に統合し、その他の事業は合併時まで調整する。

5 文化財

- (1) 国・県指定、市・町指定文化財は、新市に引き継ぐ。
- (2) 新市において、文化財の指定基準を設け、適切な保護に努める。（平成18年3月調整済み）

40 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

柳川地域審議会答申の 進捗状況報告書

1 施設使用料・減免団体の調整（P73：④受益者負担の確立）

理由：施設ごとに使用料や減免団体の基準が異なり、一部の施設に予約が集中したり、料金徴収の際にトラブルになるなど混乱しています。市民サービスの均一化・格差是正に向け、早急な解決を要望します。

対応課	企画課
18年度末 対応状況	平成17年12月に行政内部の会議を設置し、現状や課題などを踏まえて市の方針の取りまとめ、市民代表者による使用料検討委員会で19年度中の統一に向けて協議を行っています。
19年度 (H19.12) 対応状況	平成19年3月27日に「施設等使用料検討委員会」から答申が行われ、平成19年6月定例会において可決。平成19年10月1日から施設の使用料の統一しました。

2 交通手段の確保（P173：（2）交通手段の確保）

理由：福祉巡回バスは、週2日の運行となっており、利用しにくい状況にあります。駅までの交通手段や庁舎間の交通手段としても利用できるような見直しを要望します。

対応課	企画課
18年度末 対応状況	福祉巡回バスは、平成18年10月から各ルート週2日の運行を両開線は週6日、蒲池・昭代線は週3日に見直しています。巡回バスを西鉄柳川駅まで延長することについては、西鉄バスや堀川バスの路線と競合するため、現状では困難です。また、庁舎間の運行やバスが走っていない大和町・三橋町区域の対応については、市民ニーズを的確に把握し、路線バス会社との協議を踏まえた上で柳川市バス対策協議会の中で検討する必要があります。
19年度 (H19.12) 対応状況	平成19年4月1日から路線を変更し、昭代線の見直しや柳川リハビリセンター、温水プールへの停留所設置などを行っています。

3 通学路の防犯灯設置（P193：③防犯灯の設置促進及び緊急連絡体制の整備促進）

理由：農村部では街灯などがほとんどなく、中学校の部活動などで帰りが遅くなる子どもを持つ保護者は不安を抱えています。集落内は市の補助制度を活用して自主的な整備に努めますが、通学路をはじめ地域の境などに公設の防犯灯を設置するよう要望します。ただし、農作物に影響を与えないように深夜等、時間帯により消灯するなど配慮していただくようお願いします。

対応課	学校教育課、総務課
18年度末 対応状況	現在、柳川市では通学路も含めて各地区の防犯灯設置の希望があった場合は、総務課が担当している「柳川市防犯灯設置補助要綱」により、設置費の2万円を限度に補助を行っています。市としては、防犯灯設置については、今後もこの補助制度を活用し対応していきます。

	<p>たいと考えています。</p> <p>ご要望のように農村部の集落以外を公設の防犯灯で対応することは、電気料等の費用面や設置基準（どのような場所を公設で対応するのか）などの問題を解決する必要があると、通学路が統一的な基準で指定されていない現時点では困難であると考えています。</p>
19年度 (H19.12) 対応状況	<p>通学路、農村部の集落以外を公設の防犯灯で対応することは、電気料等の費用面や設置基準(どのような場所を公設で対応するか)などの問題を解決する必要があります。</p> <p>現在、通学路を中心とした市内防犯灯設置の現況に基づき、公設防犯灯の設置について検討しているところです。</p>

4 道路整備の促進（P170：（1）道路交通網の体系的な整備）

理由：平成20年春に開通予定の有明海沿岸道路は、旧柳川市の蒲池地区を通ることとなっており、広域高速道の整備に併せて、市民の生活道路となっている水田大川線の拡幅や高橋中牟田線の国道385号への接続を早期に実現するよう要望します。また、市外からの主要道で、現在朝夕の交通渋滞が目立つ国道385号・県道久留米柳川線については、バイパス整備を早期に行うことを要望します。

また、通学路の安全確保のため、小中学校付近の道路の歩道の設置や拡幅を要望します。特に東宮永小学校前の道路は幅員が狭く、早急な対応をお願いします。

対応課	建設課
18年度末 対応状況	<p>各道路整備の状況については次のとおりです。</p> <p>①水田大川線は、久留米柳川線と交差する金納交差点改良工事を、渋滞解消の第1意義として平成18年度より工事着手しています。その他の区間では拡幅箇所の選定と現地調査を行う必要があります。</p> <p>②市道高橋中牟田線の道路新設については、平成18年末までに測量と地元説明会を終えて、現在各関係機関と協議中です。平成19年度に用地買収と物件移転補償を実施し、平成20年度から工事着手できるよう作業を進めています。</p> <p>③国道385号バイパスは、有明海沿岸道路供用開始（平成20年春）に併せて国道208号から東蒲池交差点までを整備する計画です。</p> <p>④久留米柳川線バイパスは、ルート決定後、地元説明会を開催し、平成19年度より整備区間の測量調査設計に着手する予定となっています。</p> <p>⑤小中学校付近の歩道設置・拡幅については、地権者の同意が得られる箇所を優先的に整備しており、平成18年度は、中山小学校前・昭代第二小学校前・東宮永小学校西側の工事を実施しております。</p>

	東宮永小学校については、平成 19 年度以降も地権者の同意を得て早急に整備をするよう計画をしています。
19年度 (H19.12) 対応状況	<p>① 金納交差点改良工事は、平成 18 年度事業着手に引き続き平成 19 年度も早期完成を目指し整備を進めています。その他未整備区間の改良拡幅工事については、地元調整と予算措置を行ないながら、整備を図る必要があります。</p> <p>② 市道高橋中牟田線の道路新設については、平成 18 年度に測量設計を終えて平成 19 年度より用地買収・物件移転補償に着手しています。平成 20 年度は引き続き用地買収・物件移転補償を行い一部工事着手できるよう作業を進めています。</p> <p>③ 国道 385 号バイパスは、有明海沿岸道路一部供用開始（平成 20 年春）に併せて、国道 208 号から東蒲池交差点までの間 780m を整備し、供用開始する予定です。</p> <p>④ 久留米柳川線バイパスは、道路予備設計と環境影響評価調査を実施し、都市計画決定の準備を進めています。</p> <p>⑤ 小中学校付近の歩道設置・拡幅については、地権者の同意が得られ、安全確保に効果がある箇所を優先的に整備しており、平成 19 年度は、東宮永小学校西側の工事を実施しています。</p>

5 総合運動公園の整備（P105：②総合運動公園などの整備）

理由：公認の試合が実施できる陸上競技場、サッカー場、野球場などを含めた総合運動公園の整備を要望します。

対応課	生涯学習課
18年度末 対応状況	<p>柳川市総合計画及び柳川市教育施策で、健康づくりのための生涯スポーツ・レクリエーション活動推進のための基盤整備の充実を図るため、スポーツ施設の充実をあげており、その中で、</p> <p>①競技スポーツの拠点施設としての総合運動公園の推進を図る。</p> <p>②既存のスポーツ施設の整備・充実に努める。</p> <p>としています。このようなことから、市民及び諸団体、スポーツ競技団体等の意見を調整し、財政面の観点から関係各課、諸団体等との協議を重ねた上で検討していかねばならないと考えています。</p>
19年度 (H19.12) 対応状況	<p>柳川市教育施策で「スポーツ施設の充実」をあげており、市民の方が安心して利用できるよう、施設整備を柔軟に対応しています。また、市内小中学校の体育館、運動場を開放し有効活用に向けています。</p> <p>総合運動公園整備については、施設建設費、その後の運営・維持費等の財政問題を含め関係各位の意見等を考慮し、総合的に検討していきたいと考えています。</p>

＜その他委員からの意見＞

○ 城南町交差点の交通渋滞解消（P170：（1）道路交通網の体系的な整備）

理由：城南町の交差点は、歩車分離信号となっており、以前より朝夕の渋滞がひどく、その周辺の生活道路まで混雑しています。歩行者の安全を第一に渋滞解消策を要望します。

対応課	総務課
18年度末 対応状況	信号については、公安委員会（警察）が設置しています。設置後渋滞がひどくなったため、以前も改善策を要望し、信号の時間調整等を行ってもらっています。この交差点では、過去に青信号で横断中の歩行者が右折車両にはねられ死亡する事故が発生したこともあって、歩行者の安全確保に効果がある歩車分離信号が導入された経緯があります。渋滞解消の抜本的な方策は、どの方向からも交通量が多いので通過車両が減らない限り難しい状況ですが、信号による改善が可能かどうか警察と協議していきます。
19年度 (H19.12) 対応状況	この交差点に現状の歩車分離信号が導入された経緯は、過去に青信号で横断中の歩行者が右折車両はねられ死亡する事故が発生したことによります。渋滞がひどい状況にあるので警察と協議し、信号時間の調整等を行っています。

○ 行政区の見直し（P77：（4）行政区の見直し）

理由：旧柳川市では行政区の見直しを合併前に進めていましたが、合併によって中断している状況です。現状では、行政区の受持世帯数は10戸から300戸までバラツキがあるため、早期の見直しを要望します。

対応課	総務課
18年度末 対応状況	現在、行政区の受け持ち世帯数は9世帯から約230世帯と大きな差があり、行政区で活動を行う際に、小さいがゆえに、あるいは大きいがゆえに活動に問題を抱えているところもあるようです。そこで、平成19年度に「行政区適正化委員会」を設置し、行政区の役割を見直し、受け持ち世帯数の平準化に向けた検討を行います。
19年度 (H19.12) 対応状況	平成19年11月27日に「行政区適正化委員会」を設置し、平成20年9月ごろまでに答申できるよう検討しています。

○ 水辺の散歩道などの清掃（P185：（3）環境教育の推進）

理由：水辺の散歩道や学校周辺は、定期的に学生が中心となって清掃が行われていますが、十分に清掃されているとは言えない状況にあります。観光資源の一つとして、市が清掃し、観光客にも歩いて見ていただける状況になるよう要

望します。

対応課	観光まちづくり課、生活環境課
18年度末 対応状況	<p>現在、クリーン連合会を中心に各地区で自主的に一斉清掃や害虫駆除などがおこなわれており、環境関連のボランティア団体も積極的に道路や水路、河川の清掃などに携わっています。</p> <p>平成16年8月には、民間団体が主体となった「道守柳川ネットワーク」が設立され、現在25団体、350人の会員で年3回、水辺の散歩道など観光客が訪れる観光名所周辺の清掃活動をしています。また、毎年8月（1日～7日）の観光週間には、市民48団体、約1,200人の協力を得て、早朝一斉清掃を行っています。</p> <p>今後も住みよいまちづくりに向かって地域で取り組み、情報を共有し、活発な活動ができるよう支援していきます。</p>
19年度 (H19.12) 対応状況	<p>現在、クリーン連合会を中心に各地区で自主的に一斉清掃や害虫駆除などがおこなわれており、環境関連のボランティア団体も積極的に道路や水路、河川の清掃などに携わっています。</p> <p>「道守柳川ネットワーク」は、現在30団体、600人の会員で年3回、水辺の散歩道など観光客が訪れる観光名所周辺の清掃活動をしています。今年度は二回実施し、2月下旬に三回目を実施予定です。</p> <p>また、毎年8月1日の観光週間には、市民48団体、約1,200人の協力を得て、早朝一斉清掃を行っています。</p> <p>今後も住みよいまちづくりに向かって地域で取り組み、情報を共有し、活発な活動ができるよう支援していきます。</p>

○ 未利用地の開放（深町団地）（P73：⑦未活用財産の有効活用）

理由：市営深町団地は現在取り壊され、空き地の状態となっています。再活用の方針決定まで、一時的に地域住民に開放する（グラウンドゴルフ場等に貸し出し、清掃管理まで依頼するなど）ことができないか検討を要望します。

対応課	財政課
18年度末 対応状況	<p>遊休状態である市有財産は、柳川市未利用財産検討委員会の審議を経て、活用方針が決定されています。深町団地跡地については、処分することとなっており、明確な売却時期については、現時点では未定です。売却までの期間、地域住民に開放することは、グラウンドとしての機能も有しておらず、管理上の問題も考えられますので、慎重にならざるを得ません。</p>
19年度 (H19.12) 対応状況	<p>グラウンドとしての機能を有していないため、利用の際、安全性の問題もあり慎重にならざるを得ません。</p>

○ 水路整備（護岸）（P178：②河川・水路の浚渫と整備）

理由：大雨の際の浸水や浸食によるのり面崩落などがあり、水路整備（護岸）の早急な対応を要望します。また、現在旧柳川市の蒲池地区で国営水路の整備が行われていますが、常時水深2メートルを保つ計画で事業が行われており、小学生などが誤って転落した際には、かなり危険な状況にあります。そのため、水路の要所に救助を行える道具を設置するよう国へ働きかけを要望します。

対応課	水路課
18年度末 対応状況	大雨による水路の法面崩壊については地元行政区長や水路委員長より報告を受け、市と地元で調査を行い法面の崩壊・浸食の程度により水路護岸の整備を行っています。 国営水路の救助のための施設設置については、平成18年9月27日付で農政局に対し要望を行っており、現在、検討して頂いています。
19年度 (H19.12) 対応状況	大雨による水路の法面崩壊については地元行政区長や水路委員長より報告を受け、市と地元で調査を行い法面の崩壊・浸食の程度により災害復旧事業の制度を活用し水路護岸の整備を行っています。 国営水路への救助のための施設設置については、国、県及び関係市町で浮き輪を設置する案が検討されましたが、子供たちが遊具として使用し、逆に危険になることが予想されるために見送りとなりました。

○ 新庁舎建設（P67：②公共・公用施設等の適正配置）

理由：重要な案件では、各庁舎を往復する必要があったり、その庁舎では対応できないものがあるなどの声があり、全分野が一緒になった庁舎建設の検討を要望します。

対応課	財政課
18年度末 対応状況	行政事務を効率的に行うには、分庁方式より本庁方式が望ましいと考えますが、新庁舎建設については、膨大な財源を必要とするものであります。厳しい財政状況の中、優先すべき事業を多く抱えていますので、現時点ではまったく白紙の状態であり、将来的検討課題として考えています。
19年度 (H19.12) 対応状況	前回回答時と状況はまったく変わっておらず、現時点ではまったく白紙の状態であり、将来的検討課題として考えています。